

## 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る取り扱いについては、原則として「**感染対策を行ったうえで通常どおりサービス提供を行う**」こととされました。

ただし、一部の措置については、「当面の間継続」、または「一定の要件のもと継続」されます。活用にあたっては、下記リンク先の記載をよくご確認のうえ、提供記録等に必ず記載してください。

○所沢市ホームページ <介護保険事業者向け>新型コロナウイルス感染症の関連情報

<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kenko/kaigohoken/jigyosha/kaigo20200309103804463.html>

○厚生労働省ホームページ 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureishu/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureishu/taisakumatome_13635.html)

### 対応の注意点

#### **利用者への説明は丁寧**に

新型コロナウイルス感染症への対応は、その他の感染症対応に比べ複雑な決まりが多く存在します。利用者に同意を得る必要があるものについては特に注意し、誤解されることのないよう丁寧な説明を心がけましょう。

#### **担当ケアマネジャーと連携**を取りましょう

各種取り扱いや運営の変更について、ケアマネジャーをはじめとする関係者への周知が遅くならないよう、お互いに連携を図りながら利用者へのご対応をお願いします。

#### **記録に残**しましょう

「いつ(日時)」「どこで」「誰に」「何を」「なぜ(理由)」「どのように(経緯等)」を記録するようにしましょう。特に、通常と異なる対応をとった場合には、説明を求められた際にそれができるよう、対応に至る流れをしっかりと記録に残しましょう。

## 感染症法上の位置づけ変更後(令和5年5月8日)以降における新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱い 令和5年5月1日現在

【注意】当該資料掲載後に新たな内容が示される場合がありますので、随時介護保険最新情報等でのご確認をお願いいたします。

以下1~3の考え方によって分類されます。整理表は別紙のとおりです。

- 1 利用者や従事者等において新型コロナウイルス感染者が発生した際にも、安定的にサービス提供を行うための臨時的な取扱いや、ワクチン接種の促進のための臨時的な取扱いについては、当面の間継続する。
- 2 引き続き感染対策を行いながら必要なサービスを提供する観点及び新型コロナの位置づけ変更やオンラインによる研修環境の改善等を踏まえ、より合理的な取扱いに見直すことが適当なものについては、以下の通りの見直しを行った上で臨時的な取扱いを継続する。
  - 2.1 人員基準等の緩和に係る臨時的な取扱いについては、利用者や従事(同居する家族を含む)に新型コロナウイルス感染者(又はその疑いがある者)が発生した場合において、柔軟な取扱いを継続する。
  - 2.2 研修に係る臨時的な取扱いについては、実習・実地研修に限り、新型コロナの影響により未受講の場合に、基準違反・減算としない取扱いを継続する。
- 3 新型コロナの感染症法上の位置づけ変更に伴い、各種制限が緩和されることを踏まえ、臨時的な取扱いがなくても必要なサービスを提供することが可能と考えられるものについては、**当該臨時的な取扱いを令和5年5月7日をもって終了する。**
  - ※位置づけ変更前に既に取扱いを終了しているものを含む
  - ※コロナ特例事務連絡としては終了するが、他の事務連絡等により従前と同様の取扱いが可能であるものを含む

\*介護保険課から連絡書にてお知らせした以下の取り扱いについても、令和5年5月7日をもって終了します。

- 令和2年4月13日 連絡書 No.2
- 令和2年3月6日 連絡書 No.19
- 令和2年2月20日 連絡書 No.17

## 共通事項

\*利用者、職員等に新型コロナウイルス感染者の発生を把握した場合は、担当ケアマネジャー、家族、利用している他のサービス事業所へ連絡するとともに、介護保険課へ報告書をご提出ください。（任意の様式で結構です。参考様式あり。）

\*クラスター発生時等のサポートを行うために必要となりますので、引き続きご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

\*臨時的休業もしくは縮小して運営する際は事前に利用者、担当ケアマネジャー等に連絡をするとともに、代替サービスの確保等について丁寧な説明を行ってください。

⇒介護保険課へ指定の様式で報告してください。（様式1：新型コロナウイルス感染症に伴う事業休止事業所【事業所報告用】）

## 居宅介護支援

**感染対策を行ったうえで、通常どおりにサービス提供を行うこと。**

ただし、以下の取り扱いについては、当面の間継続する。

特定事業所加算（I）について、新型コロナウイルス感染症の影響で体制縮小等を行った他事業所の利用者を引継いだ場合、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」と同様、引継いだ利用者は例外的に割合計算の対象外として取り扱うこととして差し支えない。

新型コロナウイルス感染症により、サービス内容の休止又は変更等により、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合は減算を適用しない取扱いが可能である。

## 地域密着型サービス

**感染対策を行ったうえで、通常どおりにサービス提供を行うこと。**

ただし、以下の取り扱いについては、当面の間継続する。

通所系サービス事業所において、利用者の自主的な利用控えがあった場合に、定員を超過しない範囲で、他の休業している同一サービス事業所の利用者を受け入れることは可能とする。

⇒ただし、事業所を変更する利用者の居宅サービス計画を変更すること。居宅サービス計画の変更に係る同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供までに説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることとしても差し支えない。

認知症対応型通所介護事業所の管理者、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者・管理者・介護支援専門員並びに認知症対応型共同生活介護事業所の代表者・管理者・計画作成担当者が修了することを義務づけられている各種研修の開催が延期された場合、受講できなかったことにより、人員基準違反・欠如減算としない。

⇒ただし、延期後直近に開催される研修を受講すること。

新型コロナウイルス感染症の影響により実地研修の中止・延期となった場合、ユニットリーダー研修については、当面の間、講義・演習を受講済みであって実地研修は未修了の者について、人員基準上、暫定的にユニットリーダー研修修了者として取り扱うことを可能とする。

⇒ただし、延期後直近に開催される研修を受講すること。

(看護)小規模多機能型居宅介護において、新型コロナウイルス感染症への対策を行ったため、サービス提供が過少となった場合、以下の場合には減算しないこととして差し支えない。

- ・ 職員が発熱等により出勤を控えたことにより、サービス提供体制が整わず、その結果としてサービス提供が過少となった場合。
- ・ 都道府県等の休業要請により通いサービス・宿泊サービスを休業した結果、過少サービスとなった場合。

なお、通いサービス・宿泊サービスを休業した場合であっても、個別サービス計画の内容を踏まえた上で、できる限り訪問サービスを提供すること。

介護保険施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う入院患者増加に対応するため、感染流行時に自治体の要請等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者受け入れ医療機関から退院患者を受け入れた場合は、人員基準等の柔軟な取扱いを可能とする。

# 別紙

	継続	一部修正 (基準等)	一部修正 (研修)	終了
	1	2 - (1)	2 - (2)	3
第1報				
-1.		(2)、(3)、(4) (5)、(6)、(7)		(1)、(8)
-2.		(1)、(4)、(5)、(6) (7)、(10)、(11)		(2)、(3)、(8)、(9)
第2報	1、2			
第3報	1、2、5、6	3、4、11		7*、8、9、10
第4報	3	1、2、7	12	4、5、6、8、9 10、11
第5報	1、2	3		4、5
第6報			6	1、2、3、4 5**、7**
第7報				全て
第8報		5		1、2、3、4**、6
第9報	1			2、3、4、5
第10報		2		1、3
第11報		3、4、6		1、2、5、7、8
第12報				全て*
第13報		6		1*、2*、3*、4* 5
第14報			全て	
第15報		全て		
第16報	2		1	
第17報	全て			
第18報	全て			
第19報	1			2
第20報	全て			
第21報	全て			
第22報	全て			
第23報	全て			
第24報	全て			
第25報	全て			
第26報	全て			
第27報				全て

※第1報の数字は項目番号、第2報以降の数字は問番号。

※数字に\*が付されているものは、位置づけ変更前に既に取り扱いを終了しているもの。

※数字に\*\*が付されているものは、コロナ特例事務連絡としては取扱いを終了するものの、他の事務連絡等により従前と同様の取扱いが可能であるもの。